

律蔵にみられる沙弥

山 極 伸 之

(佛 教 大 学)

1. はじめに

仏教において出家者を示す言葉として通常用いられるのは「五衆」である。即ち比丘・比丘尼・式叉摩那・沙弥・沙弥尼という五種類の人々がここに含まれる。仏教のサンガを具体的に構成するのは、この中の比丘と比丘尼だけに限られるが、広い意味での仏教教団の姿を捉えようとする場合には、この「五衆」や、優婆塞、優婆夷を加えた「七衆」なども重要な対象となる。それは、比丘や比丘尼の具体的な活動が、これらの人々との密接な関わりの中で展開されていたであろうからである。勿論、教団が成立した最初期から「五衆」が存在したわけではないであろう。最初は比丘のみの集団が形成され、やがて五衆という形でまとめられる出家者の集団へと変化していったことは間違いない。しかし、それがいつの時代のことであり、どのような状況を呈し、いかに変化していったのかについて十分に⁽¹⁾は明確にされていないのが現状である。そこで「五衆」のうちの沙弥に焦点を当て、沙弥が初期の仏教教団においてどのような存在であったかを探りながら、沙弥を含む仏教がいかなる姿で日常的な生活を送っていたかについて若干の考察を行ってみたい。⁽²⁾

2. 比丘経分別に見られる沙弥

現存する律蔵はよく知られているように、経分別と犍度の二つの組織によって構成されている。そこで、沙弥に関係する用例を見ていく場合にも、この構造に沿って順次見ていくことにする。まず、経分別の核となる学処（波羅提木叉）の用例を見る。

比丘の学処の中で沙弥が直接言及されているケースは、①パーリ律・波逸提59条と②パーリ律・波逸提70条の二例である。まず波逸提59条は、

「何れの比丘であっても、比丘あるいは比丘尼あるいは式叉摩那あるいは沙弥（sāmaṇera）あるいは沙弥尼に自ら衣を淨施して、〔その者が衣を〕放棄していないのに着用すれば波逸提（pācittiya）である。」

(PTS, Vin. IV. p. 121)

というもので、他の広律も内容的にはほぼ一致している。⁽³⁾ もう一つは波逸提70条であり、その部分の概要は以下のようにまとめられる。

- (1)〈因縁譚〉世尊が舎衛城・祇樹給孤独園に居たとき、カンダカ（Kaṇḍaka）という沙弥が悪見を起こした（悪見の内容は波逸提68条に説かれるアリッタ（Ariṭṭa）比丘の悪見と同じ）。
- (2)世尊は、沙弥カンダカを追放せよ（nāsetu）と命ずる。
- (3)その時、六群比丘は追放されたカンダカを慰撫し、給仕し、食事を共にし、同宿した。
- (4)そこで世尊は、比丘が追放された沙弥と共同生活をおくれば波逸提罪となると定める。
- (5)〈条文解釈〉 samaṇuddesa=sāmaṇera etc. (Vin. IV. pp. 138-140)

他の広律も、細部においては若干異なるが、基本的な罪の規定は同じである。⁽⁴⁾ この概要で明らかな様に、波逸提70条は悪見を抱いて追放処分にな

った沙弥と共同生活を送ることを禁止したものであり、比丘への規定ではあるが沙弥が直接に学処規定と関わっている例と言える。学処における用例はこの二つだけであるが、両者ともほぼすべての律蔵に共通した内容が規定されている。但し、沙弥の言語に関しては、59条が *sāmaṇera* であるのに対し、70条は *samaṇa-uddesa* が用いられていて両者が異なっている点は注意を要する。パーリ律中に沙弥を示す用例は多数存在するが、この70条の部分だけが *samaṇuddesa* を使用しており、後はすべて *sāmaṇera* であって、この異なりはサンスクリットの波羅提木叉でも確認される。この点については、最後でもう一度触れることにする。

次に、直接的に沙弥に言及してはいないものの、沙弥の存在やその成立と関係を有する規定が二つ存在する。それは③パーリ律・波逸提65条と④パーリ律・波逸提5条である。65条は二十歳未満の人に受戒をなしてはならない規定で、

「何れの比丘であっても、知りつつ二十歳未満の人に受戒を行うならば、その人は未受戒者となり、[受戒を行った] 比丘は避難されるべきで、彼はこれによって波逸提となる」(Vin. IV. pp. 128-130)

というものであり、因縁譚での十七群童子 (*sattarasavaggiyā dārakā*) の話が諸律でほぼ一致し、また受戒健度での内容とも共通している⁽⁵⁾。この学処だけを見た場合、規定の成立後に二十歳未満の者がいかに扱われたかは不明であり、実際に沙弥の存在が意図されているかどうかはわからないが、ここから沙弥として存在する年齢の制限が生まれてくるのであり、密接な関係を有していることは間違いない。また、次の5条は、比丘が受戒していない者と二夜三夜を超えて同宿してはならない規定で、

「何れの比丘であっても、受戒をまだ受けていない者と二夜三夜をこえて同宿すれば波逸提となる」(Vin. IV. pp. 15-17)

というもので、各律とも因縁譚の中にラーフラ（羅睺羅）の話が説かれており、⁽⁶⁾ 受戒牒度の内容と併せて考える時、沙弥の存在と関係をもつ例と言える。学処の内では注意すべきは以上の4例であるが、平川は①②の様に学処内に沙弥という言葉が存在する以上、沙弥の成立はそれなりに古い時代ではないかと推測している。⁽⁷⁾ しかし学処の内容から考えると、①②の例は必ずしも古いものとも考えられず、③④の方が内容的には先行するものとも理解できる。いずれにしても、これらは学処の成立時期を考える上でも重要な資料となるであろう。

経分別の学処以外の箇所、即ち因縁譚・条文解釈・判例に関する部分にも様々な沙弥への言及がなされているが、内容的に共通するものをまとめると、おおよそ次のように分類される。

①捨学（還俗）に関係した言及…比丘以外の立場として示されるもの〈在家、優婆塞、園民（ārāmika）、沙弥、外道 etc.〉⁽⁸⁾

②五衆としての言及…出家者として特別な立場で扱われる場合⁽⁹⁾

③教団内の仕事を行なう者としての言及…比丘の代理的な立場で扱われる場合〈他の比丘・沙弥・園民〉⁽¹⁰⁾

④その他

(a)比丘の罪の対象（例；比丘が沙弥の生支を握る）⁽¹¹⁾

(b)有情の姿の列挙⁽¹²⁾

(c)遍歴行者の定義〈比丘と沙弥を除き遍歴行者となった者（paribbājakasamāpanna）〉⁽¹³⁾

この中で注目すべきは①と③で、沙弥が園民（ārāmika）と並んで用いられるケースが見いだされる。この点については松田真道が既に言及しているが、⁽¹⁴⁾ これらの用例から教団内の雑用などを行う存在しての沙弥の姿が伺える。但し、このような用例が時代的にいつ頃の教団の様子を反映してい

るのかは簡単には判断できない。従って今は用例を掲げるにとどめ、次に⁽¹⁵⁾ 鍵度部に現れる沙弥の姿を見ていくこととする。

3. 鍵度部にみられる沙弥

鍵度部の中でも沙弥は様々に言及されるが、特にまとまった内容が提示されているのは諸律の受戒鍵度に相当する部分である。これは、先に掲げた波羅提木叉の③④と関係するもので、受戒作法の変遷を明かす部分に沙弥が密接に関わりを持つ様子が現れている。そこで律蔵の成立の問題を考えていくためにも、特に受戒鍵度の内容に焦点を当てて、沙弥の姿を追っていくことにする。それに先だって、まず比丘になるための方法としての受戒作法の変遷を確認しておく必要がある。

周知のごとく、比丘になるためには出家 (pabbajjā) と受戒 (upasampadā) の二つの過程を経なければならない。しかしこの制度が確立するのは律蔵が完成される後代のことであり、最初からこの制度が存在したわけではない。諸律の受戒鍵度には、この作法が時代を追って変遷していく経緯がそれぞれに保存されている。六広律に説かれる受戒作法の内容を詳しく検討すると、細部ではそれぞれに異りを有するものの、全体的な作法の変遷過程にはほぼ共通する展開が示されている。まず、最初期には一般在家者であれ優婆塞であれ、あるいは沙弥であれ（但しこの時点で沙弥が存在していたかは不明）、年齢制限なしに比丘になることが出来たとされる〈第1期〉。この段階では出家と受戒は同義であり、どちらも比丘になること意味している。次に、二十歳未満の者は直接比丘になることは出来ず、見習い即ち沙弥となる制度が確立される〈第2期〉。ここで出家は沙弥になること、受戒が比丘になることというように、両者が別の段階を指す言葉へと変化していく。さらに、すべての人が一度は沙弥となり（即ち出家

し)そして比丘になるというコースが定められる〈第3期〉。そして最終的にはすべての人が優婆塞、沙弥という段階を、通過点としてでも経ないと比丘になれないような制度が確定する〈第4期〉。個々の広律に即して見ると、パーリ律・四分律・摩訶僧祇律には第1期から第3期までの変遷が示され、五分律・十誦律・根本説一切有部律には第1期から第4期までの変遷がそれぞれに示されていると見る事が出来る⁽¹⁶⁾。勿論、これがそのまま歴史的な受戒作法の変遷を映し出していると考えすることは出来ないが、少なくとも個々の律蔵の編纂者たちにとってはこのような経緯を経て受戒作法が確立したとの認識があったと考えられる。そして、第1期・第2期・第3期までの変遷は現存するすべての広律に存在している。この状況を総合的にまとめると次のようになる。

〈第1期〉 一般在家 or 優婆塞 or 沙弥 (年齢制限なし) ⇒ 比丘

※出家=比丘になること (受戒と同義)

〈第2期〉 一般在家 or 優婆塞; 二十歳以上 ⇒ 比丘

一般在家 or 優婆塞; 二十歳未満 ⇒ 沙弥 ⇒ 比丘

※出家=沙弥になること (二十歳未満の者のみ沙弥となる)

〈第3期〉 一般在家 or 優婆塞 ⇒ 沙弥 (年齢に関係なく) ⇒ 比丘

〈第4期〉 一般在家 ⇒ 優婆塞 ⇒ 沙弥 (年齢に関係なく) ⇒ 比丘

※年齢に関係なくすべての者がこの過程を通過する

ところが、このような経緯を示した結果、出家という言葉には比丘になるという意味と沙弥になるという意味が重複するようになってしまった。その一方で、律蔵では第1期を指す場合でも第2期以降を指す場合でも出家という同じ言葉が用いられるため、そこに混乱が生じており、律で出家という言葉を用いる場合には常にどの段階に当たるかを考慮する必要がある。この点をあらかじめ指摘した上で受戒制度の内容を見ていくことにする。

まずパーリ律を説かれる受戒作法と沙弥との関係は以下のようまとめられる。

〈パーリ律「受戒韃度」(Vin. vol. I, pp. 44-49)〉

(1)和尚制度の制定(和尚法・弟子法)(pp. 44-55)

(2)白四羯磨受戒の制定(pp. 55-57)

(3)四依の制定(pp. 57-58)

(4)受戒を行う人数や資格の制定(pp. 58-60)

(5)阿闍梨制度の制定(弟子法・阿闍梨の資格)(pp. 60-61)

(6)受戒・依止・蓄沙弥の資格(pp. 61-66)

(7)外道の受戒規定(pp. 69-71)

(8)五種の病人への受戒の禁止(pp. 71-73)

(9)王臣、盗賊・負債者、奴隸への受戒の禁止(pp. 73-76)

(10)剃髪についての規定(pp. 76-77)

☆(11)二十歳未満の者への受戒の禁止(pp. 77-78)

☆(12)十五歳未満の者を出家させることの禁止(pp. 78-79)

☆(13)十五歳未満でも出家が可能となる例外の許可(驅鳥人)(p. 79)

☆(14)二人の沙弥を蓄えることの禁止(p. 79)

(15)依止に関する追加規定(pp. 79-81)

☆(16)ラーフラの沙弥出家の因縁；父母の許可なく出家させることの禁止
(pp. 81-83)

☆(17)蓄沙弥の人数制限の変更(有能な比丘に制限はない)(p. 83)

☆(18)沙弥の十戒の制定；悪沙弥への処罰に関する規定(pp. 83-85)

(19)黄門、賊住者……二根者、和尚を請わない者への受戒の禁止(pp. 85-90)

〈中略〉

(20)受戒に際して障法を尋ねる制度の成立；「父母の許可」を含む (p. 93)

〈以下略〉

このうち☆を付けた(11)から(18)が関わる部分となる。この部分の内容をもう少し詳しく見ていくと、まず(11)でウパーリ童子 (Upāli-dāraka) を中心とする十七群童子の話が語られ、これにより二十歳未満の者に受戒を行ってはならない事が規定される。これが先の波逸提65条に当たる。これは先の作法変遷の1期から2期への転換を意味している。但し沙弥という存在を示すには至らない。次に(12)で十五歳未満の子供を出家させてはならない規定が成立する。この規定は、(11)で既に受戒の年齢制限が確立している以上、沙弥という言葉は使われないが、その背後に沙弥あるいは沙弥に相当する見習いの存在を認めている。次に(13)で七歳以上で烏を追ひ払えるような子供、いわゆる「驅烏人 (kākuṭṭepaka)」の出家が認められる。ここにも沙弥という言葉はない。次に(14)で受持する沙弥の人数の制限が規定され、ここで初めて沙弥の存在が明確に示される。さらに(16)では、ラーフラの出家の話が語られ、そこではラーフラの出家は沙弥出家 (sāmaṇerapabbajjā) として明確に位置付けられる。但し内容的には三帰のみによる出家が示されるだけで、十戒（十学処）は後で規定される。ところが、この部分には実は問題が存在する。この(16)の内容をもう少し詳しく見ると、以下のようによまとめられる。

☆(16) 〈ラーフラの出家〉

①世尊がカピラヴァストゥに留まって居たとき、ラーフラの母の命により、ラーフラが世尊に遺産を求めた。そこで世尊は、サーリブッタにラーフラを出家させるよう (pabbajjehi) 命ずる。

②沙弥出家 (sāmaṇerapabbajjā) の作法の提示＝髪髭を剃り落とし、カ

ーサーヤ衣を身につけ、上衣を偏袒にし、比丘の足を礼し、蹲踞し合唱して三帰依を誦える。

③サーリプッタがラーフラを出家させるとスッドーダナが世尊のもとへやって来て、父母の許可なしに子供の出家を行わないように依頼する。

④世尊が父母の許可なしに子供を出家させてはならないと規定する（違反した場合は悪作）。

最後の④で示しているように、この話は最終的に父母の許可なしに子供を出家させてはならないという規定の因縁譚になっているのだが、本来これは出家ではなく受戒に際して父母の許可が必要であることを示す因縁譚でなければならない。⁽¹⁷⁾先に触れた作法の全体像の(20)にあるように、パーリ律ではこの(20)の部分で比丘になるための受戒の作法の完成形が示されるが、そこには受戒希望者の種々の障法 (anatrāyikadhammā) がないかどうかを尋ねることが義務づけられており、その中に「父母の許可を得ていること」が含まれている。これ以外の障法は受戒健度内に何らかの形で因縁譚が語られているが、父母の許可については、このラーフラの出家物語以外には相当するものが存在しない。従って、この話は本来受戒に際しての因縁譚であり、ここでの出家は作法の第1期を示す、受戒と同義としての本来の意味が誤って用いられている部分と考えられる。それでは、なぜこのような形になってしまったのかということであるが、これについては他の諸律の内容と併せて考える必要がある。

そこで、次に四分律の対応部分を見ることにする。四分律受戒健度の該当部分の概要は以下の様にまとめられる。

〈四分律「受戒健度」(T. 22, 799b-816c)〉

(1)和尚の制定 (和尚法・弟子法) (799b-803a)

(2)依止の制定 (803a-806c)

(3)外道の四月別住（一旦沙弥となる）（806c-807b）

(4)盗賊・負債人の受戒禁止（807b-c）

(5)二十歳未満の者への受戒の禁止（優波離を含む十七群童子）（807c-808c）

(6)五種病人の受戒の禁止（808c-809a）

(7)波羅夷白四羯磨（＝学悔）（809a-c）

☆(8)羅睺羅の出家……三帰・十学処の羯磨作法が提示されて、その後で浄飯王の依頼の話が語られ、最終的に父母の許可なく出家させることが禁止される。

(9)剃髪に關しての規定（十二歳未満の出家を禁止）（810a-c）

(10)十二歳未満の者（驅烏人）の出家の許可（810c-811a）

(11)蓄二人沙弥の禁止（811a-b）

(12)和尚なしの受戒の禁止（811b）

(13)四依の制定（811b-c）

(14)障法の制定（811c-814c）

(15)受戒に際して障法を尋ねる制度の成立；「父母の許可」を含む（814c-816a）

〈以下略〉

このうち、問題となる羅睺羅の出家に關する箇所は(8)の部分で、世尊が舍利弗に命じて羅睺羅を出家させる（三帰・十学処の羯磨作法が提示される＝パーリに比べより発展的な形）。その後で浄飯王の依頼の話が語られ、最終的に父母の許可無く出家させることが禁止される話となっている。さらに、(15)で受戒に際して障法を尋ねる中にやはり「父母の許可」が含まれていて、ほぼパーリと同じ状況を示している。

次に五分律であるが、その内容は以下のようにまとめられる。

〈五分律「受戒法」(T. 22, 110c-121a)〉

- (1)和尚・阿闍梨の制定 (110c-111c)
- (2)別衆受戒の制定 (111c-112b)
- (3)四依の制定 (112b-c)
- (4)依止の制定 (112c-114a)
- (5)受戒・蓄沙弥・依止の資格 (114a-114c)
- (6)外道の四月別住 (115a)
- (7)負債人・他の使用人への受戒禁止 (115a-b)
- (8)二十歳未満の者への受戒禁止 (十七群童子) (115b)
- (9)盜賊への受戒禁止 (115b-c)
- (10)蓄二人沙弥の禁止 (115c)
- (11)小児を抱えた者への受戒禁止 (115c-116a)
- (12)七種病人の受戒の禁止 (808c-809a)
- (13)属官人への受戒禁止 (116b-c)

☆14羅睺羅の出家 (116c-117a) ……諸比丘が父母の許さない者を出家させた。その後、世尊は舍利弗に羅睺羅を出家させるように命ずるが、舍利弗には沙弥周那が既にいたので、まず蓄二沙弥が許可される〈三帰五戒で優婆塞となってから三帰十学処で沙弥となる〉。その後で浄飯王が登場し、父母の許可なしで出家させないよう依頼される。最初の諸比丘の話に戻り、父母の許可なしでの出家が禁止される。

- (15)驅烏人の出家の許可 (年齢の制限なし) (117a-b)
- (16)障法の制定 (117b-118a)

〈中略〉

- (15)受戒に際して障法を尋ねる制度の成立；「父母の許可」を含む(119b-120c)

〈以下略〉

五分律「受戒法」では(14)に羅睺羅の出家が説かれるが、まず諸比丘が父母の許さない者を度す。その後、世尊は舍利弗には沙弥・周那が既にいたのでまず蓄二沙弥が許可される。その後で浄飯王が登場し、父母の許可なしで出家させないよう依頼する。最初の諸比丘の話に戻り、父母の許可なしでの度受戒が禁止される。という様に因縁譚の状況設定が異なっている。突然羅睺羅の出家の話が出てくるのは不自然であるが、それを除いて考えると全体的な話のつじつまは先の二律より合っていると考えられる。そして規定を述べる箇所では「度」あるは「度受戒」とされていて、出家ととは呼んでいない。受戒に際しての障法については、パーリ・四分律と同様に父母の許可を含んでおり、相応する因縁は、やはり(14)しかない。

ところが、摩訶僧祇律は以上の三律と異なっている。摩訶僧祇律は他の上座部系五律と異なり明確な犍度部組織を有していないが、内容的に受戒犍度に相当する部分は存在する。それをまとめると次のようになる。

〈摩訶僧祇律「雜誦跋渠法」(T. 22, 412b-422a)〉

(1)自具足 (412a)

(2)善来具足 (412b-413a)

(3)十衆具足 (413a-415a) ……最終的な羯磨作法が示される；「父母の許可」もここで示される (413c)。

(4)五衆具足 (415a-416a)

(5)同時の受戒の規定 (416a-b)

(6)受戒が許されない三十二種の人々 (416b-422a)

・ 壞比丘尼淨行 (416c-417b) 〈中略〉

・ 六種不能男 (417c-418a)

・ 太少 (418a) ……小兒（7歳未満の者）を出家させてはならない。

- ・太老（418a-b）……老人（70歳より上の者）を出家させてはならない。
- ・截手，截脚～乃至～負債，病（418b-420c）
- ・外道（420c-421a）
- ☆・児（421a-b）……諸比丘がシャカ族の童子を父母の許可なしに出家させた。そこで白淨王（淨飯王）が世尊に，父母の許可なしに出家させることの禁止を求め，規定が出来る。
- ・奴（421b-c）　　〈以下略〉

ここでは，(6)に掲げた様に受戒が許されない三十二種の人々，即ち障法の内容が示され，その中に「児」として「諸比丘がシャカ族の童子を父母の許可なしに出家させた。そこで白淨王（淨飯王）が世尊に，父母の許可なしに出家させることの禁止を求め規定が出来る」という内容が見られる。これが，先のラーフラの出家に相当する部分であるが，ここにラーフラは登場してこない。因縁譚そのものは五分律の話からラーフラ出家の部分だけを省いたような内容であることにも注意が必要である。ところが摩訶僧祇律には，受戒作法を説く部分とは離れた別の所で沙弥法をまとめて説く箇所があり，そこにラーフラの出家の話が存在するのである。それは次のようなものである。

〈「雜誦跋渠法」内の「沙弥法」（460b-461b）〉

- ☆(1)羅睺羅の出家（460b-460c）……舍利弗が羅睺羅を出家させる〈三帰五戒の後十戒〉
- (2)保護者のない小児の出家（460c）……驅烏には言及していない
- (3)蓄沙弥の人数制限（460c-461a）……三人までは許される
- (4)沙弥が金銭を持つことの禁止（461a-b）
- (5)沙弥の食配分（461b）……ここで驅烏に相当するものが説かれる（食

は比丘と等分)

- (6)沙弥の三品 (461b) ・①驅烏沙弥 (7～13歳) ②応法沙弥 (14～19歳) ③名字沙弥 (20～70歳)

〈以下略〉

ここには沙弥に関係する規定がまとまって示されているが、パーリ等の三律とは異なる状況がはっきりと示されている。

次に、十誦律「受具足戒法」であるが、その内容は以下の通りである。

〈十誦律「受具足戒法」(T. 23, 148a-157c)〉

- (1)和尚・阿闍梨の制定 (148a-149c)
- (2)依止の制定 (149c-150b)
- (3)二十歳未満の者への受戒禁止 (十七諸年少楽人) (150b)
- (4)外道の四月別住 (150b-151a)
- (5)依止の資格 (151a-b)
- (6)十五歳未満の者の出家禁止 (151b)
- (7)七歳～十五歳の者の出家の許可 (驅烏人) (151b-c)
- (8)蓄二人沙弥の禁止 (151c)
- (9)障法の制定 (151c-155b)

・奴～五種病人 (151c-152c)

☆・父母の許可 (152c) ……浄飯王が過去の出来事として難陀と羅睺羅の出家について語り、世尊に父母の許可なしに出家させないよう求め、規定が出来る。

・賊人、賊住、不能男などの障法 〈以下略〉 (152c-155b)

(10)最終的な受戒作法の提示；「父母の許可」を含む (155b-157c)

十誦律では、(9)として障法の制定がまとまって示される部分に「父母の許可」に関する記述がある。そこでは浄飯王が過去の出来事として難陀と羅

暎羅の出家について語り、世尊に父母の許可なしに出家させないよう求め、規定が出来る因縁譚が存在する。これは、パーリ・四分律・五分律とは異なり、構成としては摩訶僧祇律に近い姿を示している。

最後に根本説一切有部毘奈耶「出家事」であるが、その概要は次のようにまとめられる。

〈根本説一切有部毘奈耶「出家事」(T. 23, 1031a-1041a ; cf. Tib. Eimer. PrV. II, pp. 167-337)〉

(1)和尚・依止の制定 (1031a-1031c)

(2)外道の四月別住 (1031c-1032a)

(3)依止の資格 (1032a-b)

(4)二十歳未満の受戒禁止 (1032b-c)

(5)十五歳未満の者の出家禁止 (1032c)

(6)蓄二人沙弥の禁止 (1033a)

☆(7)障法の制定 (1033a-1035b) ……奴、負債人、童子の出家、父母への告(ラーフラとは無関係)、病者、父母の許可(シャカ族の子供達の出家に関して浄飯王が「父母の許可」を求める話となっており、ラーフラとはここも直接の関係はない)、〈中略〉、外道(禁止となる特例)、殺母、殺阿羅漢、四波羅夷人、身体障害者

漢訳・チベット訳共に十誦律同様、(7)「障法の制定」をまとめて説く部分に父母の許可に関する因縁譚があり、シャカ族の子供達の出家に関しては浄飯王が「父母の許可」を求める話となっていて、ラーフラの出家とはここも直接の関係はない。以上、諸律での状況を踏まえると、ラーフラの出家物語は、本来「父母の許可」とは無関係であったと推測される。つまり、摩訶僧祇律が示すような形が当初の因縁譚であって、この場面での「出家」はあくまでも「比丘になる」という最初期の意味を表しており、これも摩訶僧祇律

が示しているように、ラーフラの出家は沙弥成立を語ろうとする別個の因縁譚だったのであろう。本来別々の話がパーリでは一つにまとめられたが、「出家」の意味がその時には沙弥になることも指す様になっていたため、先に述べた様な混乱を生じてしまったと考えられる。漢訳諸律の場合、「出家」「度」「受戒」という三種の言葉が混在するケースもあり簡単に判断はできないが、四分律はパーリ律とはほぼ同じ状況を示しており、五分律も基本的には同じであるが、因縁譚の構成は摩訶僧祇律に近い。十誦律と根本説一切有部は、先の四律とはまた異なる内容であるが、ラーフラの出家をこの場面での出来事としない点では摩訶僧祇律に近い内容と思われる。

以上、ラーフラの出家に関する例を特に取り上げて、受戒作法の変遷と沙弥の存在の関わりとを眺めてみた。紙数の都合で詳しく触れることは出来ないが、受戒鍵度にはラーフラ出家以外の部分にも沙弥と関わる部分が多く存在する。そこには、仏教教団が受戒作法を確立するにあたって沙弥という存在に配慮し、沙弥制度を受戒作法の中に組み込みながら体系化させていった⁽¹⁸⁾様子がよく現れていると言える。

4. おわりに

以上、律蔵を資料としてそこに現われる沙弥の姿を巡って若干の考察を行ってきたが、今回触れることが出来なかった問題として「波羅夷学悔」と沙弥との関わりや、沙弥の制度化が進みその立場がさらに変化していく後代での展開などが挙げられる。これらも課題として残されているが、最後に沙弥の起源について少し触れてみたい。

律蔵を見る限り、沙弥の起源に関する明確な手がかりは殆どなく、沙弥がいつ頃から存在していたのかは不明である。初めに波羅提木叉の用例で見たように、原語も *sāmaṇera* と *samaṇa-uddesa* の二つがあり、両者の関係や

何れが古いか等もわからない。これらの点を明らかにするためには律に先行する可能性のある經典や、仏教外の諸宗教についても調べていく必要がある。例えば、比較的古層の韻文經典群ではテラガターに唯一 *sāmaṇera* の用例のあること⁽¹⁹⁾や、ニカーヤやその注釈の中には *samaṇa-uddesa* の用例が幾つか存在し、興味深い記述なども見られる⁽²⁰⁾。しかし、ニカーヤに様々な姿で説かれている沙弥のすべての用例を調べ、經典の成立時期の問題も含めた比較検討は現段階では終了していない。また、ジャイナのスーヤガダンガに *sāmaṇera* の用例があり⁽²¹⁾、ジャイナ教自身がそれを「見習い」即ち、仏教的な沙弥の意味で理解していること等も報告されているが、それも残念ながらまだ十分なものとは言えない。従って現時点で明確なことは何も語れないが、沙弥の原語に関しては、それが *sāmaṇera* であるにせよ *samaṇa-uddesa* であるにせよ、どちらも *samaṇa*、即ち「沙門」を言葉の起源として含むことには変わらない。従って、沙弥は「沙門」と何らかの関わりを有する存在であったと思われる⁽²²⁾。仏教者は「沙門」集団の一員である自身を、「比丘」という呼称で呼ぶ道を選んだ。ところが、その「比丘」になる前段階に置かれる立場の者には、「沙門」との関わりを示す「沙弥」という呼称を与えているのである。この矛盾を解決することにより、初めて沙弥の起源を明らかにすることが出来るのではないだろうか。今後これらの問題意識に立ちながら、今回は用例を掲げるにとどめた律藏全体に散見される様々な用例の詳細な検討も含めて、沙弥の起源について更に研究を継続させていきたいと考える。

略号

本稿で用いたパーリテキストはすべて PTS 版であり、略号は Critical Pāli Dictionary のそれに準拠する。また、漢訳は大正新修大蔵經 (T) を用いた。Prāsū.Lo=N. Tatia, *Prātimokṣasūtram of the Lokottaravādimahāsāṅghika School*, 1976, Patna.

Prāsū.Sa=M. L. Finot, Le Prātimokṣasūtra des Sarvāstivādin, *Journal Asiatique*, 1913, pp. 465-557.

Prāsū.Sa<Simson>=G. von Simson, *Prātimokṣasūtra der Sarvāstivādin*, 1986, Göttingen.

Prāsū.Mū=A.C. Banerjee, *Two Buddhist Vinaya Texts in Sanskrit*, 1977, Calcutta.

Eimer.PrV=H. Eimer, *Rab tu 'byuñ ba'i gzi*, 2. Teil, 1983, Wiesbaden.

注

- (1) 沙弥に関する主な先行研究としては以下のものが挙げられる。佐藤密雄「沙弥出家と行法」『三蔵集』(第2輯), 1975年, 247-255頁。松田真道「インド仏教における沙弥の位置」『駒沢大学仏教学部論集』14号, 1983年, 229-239頁。平川彰『原始仏教の研究』, 1964年, 春秋社, 435-453頁。友松圓諦『仏教における分配の理論と実際(上)』, 1965年, 春秋社, 141-151頁。
- (2) 本小論作成に際しては、基本資料として、律蔵の姿を完備しているパーリ律・四分律・五分律・摩訶僧祇律・十誦律・根本説一切有部律の、いわゆる六広律のみを用いた。これ以外にも部分的、あるいは断片的なものとして注意すべき律文献は存在するが、基礎的な調査としては以上の六広律で十分であろうと考え、特にパーリ律を基本に位置付けた。沙弥に関しては『沙弥十戒法並威儀』などの沙弥戒関係の諸文献も存在するが、平川彰が述べている様に沙弥戒関係の資料は成立が比較的新しいと考えられ、後代での展開を見る場合には必要であろうが、初期の教団について考察しようと試みる場合は不必要と思われるためこれらも省くことにする。平川彰『律蔵の研究』, 1960年, 山喜房佛書林, 278-288頁。及び、土橋秀高「沙弥の律典」『三蔵集』(第2輯), 1975年, 257-265頁参照。
- (3) 四分律・波逸提59条(T22, 676a-b); 五分律・波逸提81条(T22, 68c-69b); 摩訶僧祇律・波夜提63条(T22, 379a-b) <Skt. śrāmaṇera (Prāsū. Lo, p. 26)>; 十誦律・波逸提68条(T23, 114c) <Skt. śrāmaṇera (Prāsū. Sa, p. 519); 根本説一切有部毘奈耶・波逸底迦67条(T23, 851a-b) <Skt. śrāmaṇera (Prāsū. Mū, p. 27)>。
- (4) 四分律・波逸提70条(T22, 683c-685a); 五分律・波逸提50条(T22, 57c-58a); 摩訶僧祇律・波夜提47条(T22, 368a-369a) <Skt. śramaṇuddesa (Prāsū. Lo, p. 24)>; 十誦律・波逸提57条(T23, 106c-107b) <Skt. śramaṇoddeśa (Prāsū. Sa, pp. 515-516; Prāsū. Sa <Simson>. p. 27); 根本説一切有部毘奈耶・波逸底迦57条(T23, 841b-842c) <Skt. śramaṇoddeśa (Prāsū.

Mū, pp. 39-40)〉。

- (5) 他の広律での対応は次の通り。四分律・波逸提65条 (T22, 679a-680c) ; 五分律・波逸提61条 (T22, 61a-61b) ; 摩訶僧祇律・波夜提71条 (T21, 383a-c) ; 十誦律・波逸提72条 (T23, 116b-117b) ; 根本説一切有部毘奈耶・波逸底迦72条 (T23, 853a-854a)
- (6) 四分律・波逸提 5 条 (T22, 638a-c) ; 五分律・波逸提 7 条 (T22, 40a-b) ; 摩訶僧祇律・波夜提42条 (T22, 365b-366a) ; 十誦律・波逸提54条 (T23, 105b-106a) ; 根本一切有部毘奈耶・波逸底迦54条 (T23, 838c-840b)。
- (7) 平川彰『原始仏教の研究』, 1964年, 春秋社, 438頁。
- (8) パーリ律・波羅夷 1 条 (Vin. III. p. 24=p. 27) ; 四分律 (T22, 571b) ; 五分律 (T22, 4c) ; 摩訶僧祇律 (T22, 235c) ; 十誦律 (T23, 2c) ; 根本説一切有部毘奈耶 (T23, 630b)。
- (9) パーリ律・捨墮 5 条 (Vin. III. p. 209) ; 十誦律 (T23, 44a) 〈類似の例＝摩訶僧祇律 (T22, 292c) ; 十誦律 (T23, 43a ; 50a ; 55a)。及びパーリ律・波逸提25条 (Vin. IV. p. 59)〉。
- (10) パーリ律・波逸提14条&15条 (Vin. IV. p. 40 ; p. 41) ; 四分律 (T22, 644a ; 644c)。
- (11) パーリ律・波逸提 1 条 (Vin. III. p. 33) ; 四分律 (T22, 572b) ; 五分律 (T22, 5a) ; 摩訶僧祇律 (T22, 237c)。及びパーリ律・僧残 1 条 (Vin. III. p. 117)。
- (12) パーリ律・波逸提 4 条 (Vin. III. p. 107)。
- (13) パーリ律・波逸提41条 (Vin. IV. p. 92)。
- (14) 松田真道, 注 1 前掲論文, 232-235頁参照。
- (15) 律藏そのものの成立の問題は未だ十分には解明されていない。従って、一般に学処 (波羅提木叉) の部分が古く、それ以外の部分はそれよりも新しいと考えられる傾向にあるが、組織的にはそうであっても個々の内容についてまでそれが当てはまるとは限らず、新しい組織の中に古い情報が含まれている可能性も考慮しなければならない。その意味からも、ここに掲げた用例については、律藏全体の中でいかに位置づけられるかという問題も含めて、その内容について詳細に検討する必要がある。また、律藏にはもう一つ比丘尼の経分別も存在する。漢訳諸律での扱われ方や、サンスクリット資料などに若干の問題点なども存在するが、基本的には比丘尼経分別の内容と一致すると考えられるため、今回は紙数の関係もあり比丘尼経分別での用例については省略する。この点については、先の問題と併せて別の機会に改めて論じたいと思う。

尚、四分律・五分律の比丘經分別には、沙弥との関係で注目すべき部分がある。それは各学処の後に付される判例部分での記述で、他の諸律と異なり四分律と五分律だけが、ほぼすべての判例の末尾に「比丘尼・式叉摩那・沙弥・沙弥尼（即ち比丘以外の五衆）」がそれぞれの学処に違反した場合にいかなる罪に該当するかがすべて明示されている。これは、比丘の学処としては本来不必要なものであり、このような例が四分律と五分律にのみ見られる点は注意する必要がある。また、比丘尼律がありながらも重複する内容を比丘律内に有している点にも注意を要する。四分律（T22, 572b; 575b; 577b; 579a 等）；五分律（T22, 5a; 7a; 9a; 10a 等）。

(16) ここに示した受戒作法の変遷過程は、現存する広律の受戒犍度相当部分にそれぞれ複雑な形で保存されている。パーリ律「受戒犍度」（Vin. vol. I, pp. 44-99）；四分律「受戒犍度」（T. 22, 799b-816c）；五分律「受戒法」（T. 22, 110c-121a）；摩訶僧祇律「雜誦跋渠法」（T. 22, 412b-422a）；十誦律「受具足戒法」（T. 23, 148a-157c）；根本説一切有部毘奈耶「出家事」（T. 23, 1031a-1041a; cf. Tib. Eimer.PrV. II, pp. 167-337）参照。しかし、そこに説かれる受戒作法は、細部に互ってまでそれぞれの内容が完全に一致するわけではなく、諸律の示す作法には微妙な異なりがあり、同じ第3期あるいは第4期に位置付けられる律間にも内容的な異なりが存在する。このような受戒作法の変遷に関しては、以下の研究を参照されたい。佐々木閑「比丘になれない人々」『花園大学文学部研究紀要』28号、1996年、111-148頁；土橋秀高『戒律の研究』、1980年、永田文昌堂、281頁～363頁参照。

(17) この問題点については、既に佐々木閑によって指摘がなされている。佐々木閑、注16前掲論文124-129頁参照。

(18) 例えば、受戒犍度に存在する「和尚」と「弟子」の関係や、「依止」の制度なども沙弥の問題と密接な関わりを有する。この点に関しては、佐々木閑「和尚と阿闍梨」『花園大学文学部研究紀要』29号、1997年、1-43頁参照。また、受戒犍度以外の他の犍度にも、沙弥に関わる用例は多数存在する。それを先の經分別の場合と同様に整理すると次のようにまとめられる（尚ここにはパーリのみを掲げた）。

①教団行事への参加の禁止（比丘と一線が画される場合）

- ・布薩への参加の禁止（布薩犍度；I. p. 135）
- ・自恣への参加の禁止（自恣犍度；I. p. 167）
- ・各種の羯磨への参加の禁止（チャンパー犍度；I. pp. 320-321）

②捨学（還俗）に係した言及

- ・布薩の際の清浄の授与（布薩犍度；I. pp. 121-122）

- ・別住や摩那埵などの中断（集犍度；II. pp. 60-67）

③七衆として教団との特別な関係が認められる例

- ・安居中の外出許可に関係する七衆（安居犍度；I. pp. 139-146）

④衣の配分に関する沙弥の扱い

- ・サンガに多くの衣がある場合、分衣比丘（cīvarabhājaka-bhikkhu）を選んで以下のように分配する。

比丘＝均等に分配；沙弥＝半分を分配（upaḍḍhapaṭivisa）（衣犍度；I. p. 285）

- ・所有者が死んだ場合の衣の処理

沙弥が死んだ場合、その衣鉢はサンガの所有となる。ただし、看病者がいた場合はその者が白羯磨を行って所有者となる（比丘が死んだ場合と同じ）。（I. p. 304）

比丘と沙弥とが一緒に看病していた場合は二人で均等に分ける。（I. pp. 304-305）

⑤罪を犯した比丘が剥奪される権利

- ・受戒、依止、蓄沙弥、沙弥尼の教誡、羯磨への異議提唱など（羯磨犍度；II. pp. 5-6, pp. 22-24）（別住犍度；II. pp. 31-37）

⑥その他

- ・別住、摩那埵などの中断と継続に関する言及（集犍度；II. pp. 60-67）
- ・比丘の罪の対象〈六群比丘が揚枝で沙弥を打った〉（雜事犍度；II. p. 138）
- ・使沙弥人の制定（坐臥具犍度；II. p. 177）
- ・破僧の条件＝比丘サンガを破する者＝同住にして同一境界にある真の比丘（比丘尼、式叉摩那、沙弥、沙弥尼、優婆塞、優婆夷が破僧を企てても破僧とはならない）（破僧犍度；II. pp. 203-204）
- ・「遊行に」出立する比丘（gamika-bhikkhu）が行うべき作法（儀法犍度；II. p. 211）
- ・死亡せる者の資具の所属に関する規定〈比丘、沙弥、優婆塞、優婆夷、その他の人が死に臨んで「私の死後、自分の資具をサンガのものとして下さい」とだけ言ってどちらのサンガかを言わずに死んだ場合、その資具は比丘サンガに所属する〉（比丘尼犍度；II. pp. 267-268）

ここで個々の内容について詳しく触れることは出来ないが、例えば①にまとめた様に教団行事への参加が明確に禁止されている点や、衣・食事などの配分で、比丘と沙弥尼は厳格な違いがあることが知られるし、⑥に掲げた使沙弥人という役職の存在や、先に触れた園民と並記される姿などに、沙弥の

実際上の役割を見ることが出来る。さらに、⑤などにあるように、比丘には沙弥を蓄える権利が認められている。これは、比丘にとってはその存在が極めて好都合なものである。和尚と沙弥の関係も合わせて考える時、律蔵に現れてくる沙弥とは、出家者という立場を与えられながらも半僧半俗の中間的存在であり、教団や比丘に奉仕をする雑用係りという在家的な姿で示されるものと言える。比丘の側から見れば、沙弥は後継者でもあるため彼らの育成は義務であるが、同時に比丘に出来ない種々の行為を比丘の代わりに行わせることが出来る便利な存在でもある。この二つの目的があるが故に、先に掲げたような努力を払って、沙弥を含む受戒作法が確立されていったのではないかと考える。

- (19) Th. 432, 434 (p. 46) ; cf. Th-a. V, pp. 182-183.
- (20) 例えば samaṇa-uddesa の用例として、次のようなものが挙げられる。
SN. vol. V, pp. 161-163 (cf. Spk. vol. III, pp. 212-213) ; DN. vol. I, p. 151 ; MN. vol. III, p. 128 ; AN. vol. II, p. 78 ; AN. vol. III, pp. 108-110 ; AN. vol. III, pp. 342-343.
- (21) Sūyagaḍaṅga, 2-4-2-13 (*Anga Sūtāni*, vol. I, p. 292, ed. Muni Nathamal, Gurgaon, 1953 ; *Suttāgame*, vol. I, p. 114. ed. Puppha bhikkhu, Delhi, 1975).
- (22) S. B. Deo, *History of Jaina Monachism* (Deccan College Dissertation Series : 17), 1956, Poona, p. 143.
- (23) 直接的に沙弥と沙門との関係を示すものではないが、*Sphuṭārthā Śrīghanācārasaṅgraha-ṭīkā* には śrāmaṇera の通俗語源解釈なども見いだされ、これらの資料も考慮すべきであると思われる。S. Sihgh, *A Study of the Sphuṭārthā Śrīghanācārasaṅgraha-ṭīkā*, 1983, Patna, pp. 47-48.